

五戸町議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、五戸町議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対する政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広報、広聴、要望、陳情及び各種会議への参加等、町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(交付対象)

第3条 政務活動費は、議員に対して交付する。

(交付の額及び方法)

第4条 政務活動費は、4月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対して月額20,000円（以下「基礎額」という。）を基礎とし、12か月を乗じて得た額を上限額として交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、4月から任期が満了する日の属する月（以下「満了月」という。）までの月数に基礎額を乗じて得た額を上限として交付する。

2 年度の途中において、選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たるときは、当月）から当該年度の末日の属する月（年度の途中において議員の任期が満了する場合は、満了月）までの月数に基礎額を乗じて得た額を上限として交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、

月の初日において議員の辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったとき（以下「異動」という。）は、当月分の政務活動費は交付の対象としない。

4 政務活動費は、当該議員の政務活動の実績に応じ、後払いにより交付する。

(支出状況報告書の提出)

第5条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、基準日以降において政務活動を行ったときは、政務活動費支出状況報告書（様式第1号）（以下「支出状況報告書」という。）を作成し、当該年度の3月31日までに議長に提出しなければならない。

2 前項の提出は、年度の半期ごとに行うことができるものとする。この場合の提出期限は、上半期にあつては10月20日、下半期にあつては3月31日とする。

3 政務活動費の交付を受けようとする議員が、議員でなくなった場合には、前2項の規定にかかわらず、その事由が発生した日から30日以内に第1項の支出状況報告書を議長に提出しなければならない。

（収支報告書の提出）

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費収支報告書（様式第2号）（以下「収支報告書」という。）により政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該交付決定を受けた年度の翌年度の5月20日までに議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その事由が発生した日から60日以内に前項の収支報告書を議長に提出しなければならない。

（透明性の確保）

第7条 議長は、第5条の規定により提出された支出状況報告書及び第6条の規定により提出された収支報告書（以下「収支報告書等」という。）について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（政務活動費の返還）

第8条 議員は交付を受けた政務活動費の支出で、第2条に規定する使途基準を逸脱した支出、又は、明らかに不適切な支出が判明したときは、政務活動費の返還をしなければならない。

2 年度の途中において、第4条第3項に規定する異動のあった議員は、既に交付を受けた政務活動費の額が当該異動発生後の本来交付されるべき政務活動費の上限を超えるときは、当該超過した部分に係る政務活動費を返還しなければならない。

（支出状況報告書及び収支報告書の保存）

第9条 収支報告書等は、これを受理した議長において、その提出すべき日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（収支報告書等の閲覧）

第10条 何人も、議長に対し前条の収支報告書等の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

2 議長は、前項の規定による請求があったときは、五戸町情報公開条例（平成14年五戸町条例第26号）第7条に規定する不開示情報を除き、収支報告書等を閲覧に供し、又はその写しを交付するものとする。

3 前項の規定により収支報告書等の写しの交付を受ける者は、議長が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

項 目	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う町の事務及び地方行財政等に関する調査研究又は調査委託に要する経費
研 修 費	議員が行う研修会、講演会等の実施に要する経費及び他団体が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費
広 報 ・ 広 聴 費	議員が行う調査研究等の活動に係る広報・広聴活動に要する経費
要望・陳情活動費	議員が行う要望又は陳情等の活動を行うために要する経費
会 議 費	議員が行う各種会議の実施に要する経費及び他団体が開催する各種会議、意見交換会等への参加に要する経費
資 料 作 成 費	議員が行う調査研究等の活動に必要な資料の作成に要する経費
資 料 購 入 費	議員が行う調査研究等の活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
事 務 費	議員が行う調査研究等の活動に係る事務遂行に要する経費

五戸町議会議長 様

五戸町議会議員 ⑩

年度政務活動費支出状況報告書

五戸町議会政務活動費の交付に関する条例第 5 条の規定により、下記のとおり年度の政務活動費支出状況を報告します。

記

1 支出状況（ 年 月～ 年 月分）

（単位：円）

項 目	今期支出額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 ・ 広 聴 費		
要望・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 費		
合 計		

- 2 交付限度額 円
- 3 既交付額 円
- 4 今期請求額 円

5 未交付額 円

6 添付書類

(1) 領収書（領収書等貼付用紙に貼付したもの）

(2) 政務活動費支出明細書

(3) 調査研究等実施報告書

(4) 会計帳簿の写し

(5) その他政務活動費の支出に係る証拠書類

年 月 日

五戸町議会議長 様

五戸町議会議員 ⑩

年度政務活動費収支報告書

五戸町議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条の規定により、下記のとおり
年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収 入
政務活動費 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	支出の主な内訳
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 ・ 広 聴 費		
要望・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 費		
合 計		

